女性労働通信

発行　女性労働問題研究会　NO.78　2025/1/20

〒100－0003　東京都千代田区一ツ橋1－1－1　パレスサイドビル9F
（事務局）　株式会社　毎日学術フォーラム
Tel 03-6267-4550　Fax 03-6267-4555
E-mail maf-sswww@mynavi.jp
HP　https://sswww1950.sakura.ne.jp/sswww/

＜目次＞

・代表あいさつ……P1
・第39回女性労働セミナー報告
　＆アンケート結果……P2～6
・CEDAW総括所見を受けて……P6
・憲法カフェ9報告……P7
・会員紹介・会員近況報告……P7
・常任委員会、存続検討委員会報告
　……P8

存続検討委が始まりました

代表　竹信三恵子

女性労働問題研究会(SSWW)の存続をめぐって、存続検討委員会が始まっています。12月19日に2回目が開催されました。この間、私にわかってきたことは、会員の方々に何が危機なのかが十分伝わっていないのではないか、ということでした。「ちゃんとやっているように見えるので、このまま続ければいいではないか」といった言葉を投げかけられることが何度かあったからです。

こうした問題意識から、存続検討委では現在、何が原因で存続が難しいのかを整理し直しています。常任委員から出てきたポイントは、①委員が高齢。少なくとも３割は50代以下の人が必要、②財政問題。毎年10万円ほど赤字。あと10年位はもつが、特別財政を取り崩せば、もう少し延長できる。③印刷、発送、会計などマンパワーによって成り立っている事務の担い手の見通しが立たない。④研究者の参加が極めて少なく、会誌の編集体制が脆弱なため学会誌としての長期の維持が見通せない、などでした。

これらの問題点について、今回の検討委では、「役員として協力してくれる方々が出てくればそれなりに解決しうるが、担い手が集まらなければそれができない」という見方でほぼ一致しました。さらに、代表をはじめ担い手が出て来ないのは、会員の方々にやるべきことのイメージが見えないからではないか、という意見が出て、まずは会のやるべきことを整理して具体的に提案し、これに協力してくれるよう会員に呼びかけてはどうかということになりました。

ただ、検討委参加者の一部からは、「今のSSWWは豪華客船なみの機能を求められており、これをフェリーか、セミナー開催のみを行う救命ボートくらいにまで簡素化しなければ大学の多忙化に対応できず、担い手は集まらない」、という意見も出ました。

それらのどの道を取るのか、そのために必要な業務の簡素化をどのように行うか、などの案を示し、会員の方々に、「この程度の業務を担ってもらえればなんとか存続できる」というイメージをつかんでいただくため、まずは、セミナーなどの企画、会誌簡素化へ向けたWeb化、それらを支える最低限の総務・会計という業務について、検討委の参加者が三つのグループに分かれて次回までに検討することになりました。

そこで、お願いです。まずは三つのグループのどれかに入って一緒に検討してもいいという方がおられましたら、総務の小島、またはご存じの常任委員にご連絡ください。

もし、この呼びかけでもお手が挙がらなかったときは、ひょっとしたら閉会も視野に入れざるをえなくなるかもしれませんが、まずは、「楽に運営できて役に立つ研究会」を一緒に考案していただけませんか。

（連絡先）　sssww@sssww1950.sakura.ne.jp

第39回女性労働セミナー
報告　中野恭子（会員）

「高齢女性の貧困と労働」をテーマとする第39回女性労働セミナーが、2024年9月16日（祝）13:00～16:00、平和と労働センター・全労連会館ホールにて開催され、対面・オンラインあわせて130名以上の参加があった。

趣旨説明

竹信三恵子代表より、高齢女性の貧困は現役時代からの総決算として社会問題化されていない、本セミナーはデータ分析と現場報告により、高齢女性の貧困と労働の問題を可視化するとの説明がなされた。

講演「データで読み解くー高齢女性の貧困・問題化されないワケ」　阿部 彩さん（東京都立大学教授）

阿部さんは、「女性の貧困」が「貧困女子」の問題にすり替えられている、若い女性が貧困でこどもを産まないと困るから貧困対策をするのか、という問題認識を示し、⑴ 1985年から約30年間という長期データから、女性の年齢層別貧困率は高齢期になるほど高いこと、貧困率は単独世帯の高齢女性、とくに既婚以外の女性で一様に高いこと、現役世代では未婚女性と死別・離別女性の差が小さくなり、未婚者のなかでは男女の貧困率が僅差となっていること、⑵ 未婚の中高年女性の貧困率が上がっているのは、未婚の高齢者に占める単独世帯のシェア増加であることを示し、⑶ 男女や配偶状況を問わず貧困者の団結が不可欠となると論じた。ほとんどの女性は未婚既婚を問わず一人暮らしの高齢者になるので、貧困を女性全体の問題と捉える必要があるとの声は会場からもあがった。さらに、50代女性の未婚率（25%以上）からは、⑷「典型」ライフコースを前提としない支援策が求められる。質疑応答では、金銭的支援だけでなく生活のベーシックサービスが必要であり、単身高齢女性が活躍できる社会が望まれることが確認された。

特別報告「高齢女性の貧困～年金裁判のたたかいから」　今野久子さん（東京法律事務所弁護士）

今野さんは、政府の一律公平の考え方に疑義を呈し、年金問題では平均値ではなくひとりひとりがどのような状況にあるかが問題であるとし、阿部さんの議論を背景に、女性に多い無年金・低年金は生涯通してのジェンダー不平等の累積であると論じた。

日本の公的年金制度は専業主婦世帯を標準とし、

育児や介護等は女性の無償労働とされ、女性がライフイベントによる雇用中断で非正規労働者化するとの認識もない。女性の無年金・低年金問題は、現役時代の性別役割分業や同一賃金同一労働を実現する法的整備の欠如に帰される。

近年は高齢女性の就労がふえ、労働災害の増加が報告されている。このような状況は健康で文化的な生活を営むという人権の侵害であり、最低保障年金制度が必要である。

パネリスト①「年金生活者「175人の声」から」中川滋子さん（全日本年金者組合女性部長）

基調講演と特別報告を受け、3名のパネラーが高齢女性の貧困の実態を報告した。中川さんは低年金の女性175名へのアンケート調査結果として、⑴ 年金では食事を減らしても赤字の生活状況、⑵ 一人暮らして体調が悪くなった時に年金で入れる施設はあるのかという懸念、⑶ 入院費用を節約して自宅で介護しても年金では不十分である等の深刻な窮状を紹介した。生活できる年金をというという願いの底には、家制度が残る中で生きてきた女性たちの歴史がある。

パネリスト②「高齢者の住宅問題」　細谷紫朗さん（全国借地借家人組合連合会事務局長）

貧困高齢者の住宅確保の問題について、細谷さんは、民間賃貸住宅に焦点をあてて問題提起を行った。住宅問題の背景には、持家優遇政策によって賃貸住宅が仮の住まいとされてきたことがあり、賃貸管理会社や家賃債務保証会社の介入により高齢者が不利益を受けること、単身高齢者の入居拒否の原因のひとつは孤独死後の処理費用の問題であるこ

とが示された。改正住宅セーフティネット法については、高齢者のみならず貧困者等の住宅弱者への対応と評価しつつ、民間委託である、公的支援の抜本的拡充が必要である等の課題を抱えていることが提示された。

パネリスト③「中高年シングルの実態調査から」大矢さよ子さん（わくわくシニアシングルズ代表）

最後に、報告された現状の中で高齢女性はどう生きているか、大矢さんが自身の活動と生活状況実態調査の結果をもとに報告した。調査の回答者2,345名のうち、独身・離婚・死別は90％を超え、81.3％が単身世帯、70歳以上の回答者の45.9％が就労しており、主要な困難は低年金と家賃負担の重さであり、先行きへの不安が大きいことが示された。調査結果を公開し、マスコミや政治に働きかけたところ反応はよく、知らせることが大切だという教訓も得られた。高齢単身女性の貧困の実態は様々であり、基調講演・特別報告でも示唆された多様なアプローチが少しずつでも進むことが必要だとの認識が共有された。

第39回女性労働セミナー ☆ アンケート結果

2024年9月16日（月・祝日）全労連会館2階

1．第39回女性労働セミナー全体を通じて（53件）　2．「高齢女性の貧困と労働」をテーマにした報告に対して（53件）

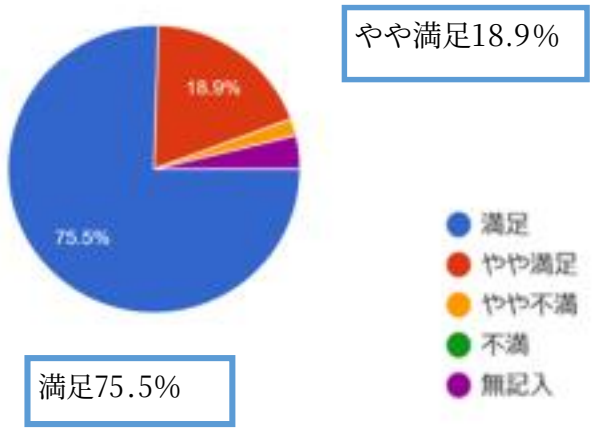

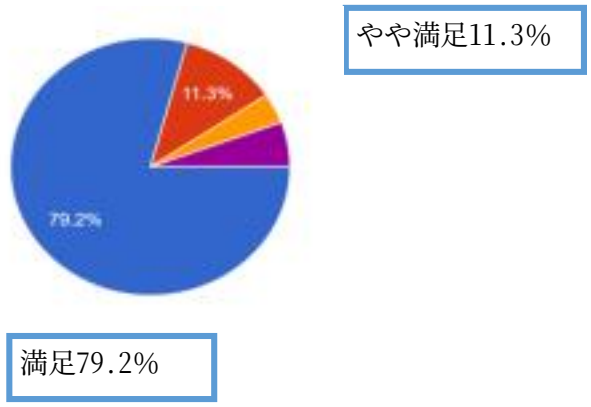

3　基調講演、特別報告、パネリストの皆さんからの報告で印象に残ったことがありましたらお書きください。40 件の回答

・阿部先生の推移グラフのわかりやすい説明、今野先生の裁判提訴の話を伺っていて、そもそもの女性の賃金の低さ、年金モデルの問題など、実態にそぐわない制度自体が「女性の貧困」を生じさせており、それが「高齢女性の貧困」に繋がっているということが明確になりました。中川さん細谷さん大矢さんみなさんの説明、時間の関係もありましたが非常に充実した資料で説明いただきありがたかったです。

・女性の貧困とその要因を知ることができた。男性社会において、女性は賃金が低く、低所得に陥りやすい。結婚を前提に社会制度が作られており、それからはみ出た人は社会的弱者になりやすい。今まで焦点が当たってこなかったが、今後は声をあげ、社会変革に繋がっていってほしい。

・相対的貧困率を年代、性別、時代で検証しており、高齢女性の貧困が際立っていた。本当に低賃金で働かされてきたし、今も働かないと食べていけない。このままもっと年取ってからだが動かなくなったり、病気になったらどうなるのかと日々心配している。年金を一律に下げるのは全く公平ではないと思う。社会保障は人権だと思う。早くに世帯単位から個人単位に制度を変えてほしい。

・個別の調査報告から総論としたまとめまで、本当に重厚な内容でした。研究例会での生理の貧困が若年層の女性たちの問題だったとすると、今年度の報告は、全体を通じて女性労働の最初から最後までを俯瞰して扱ったように思います。そうしたことも踏まえ、やはり、女性労働の問題は全体が繋がっていて、それらをすべて扱う女性労働問題研究会の存在の重要性を感じました。

・特別報告、パネリストの報告は時間が不十分でやや欲張り過ぎかなと感じました。

・今野さんの「社会保障は人権」という発言。84歳で現役で活動していらっしゃること自体も素晴らしいと思います。

・阿部彩さんが提示されたデータで驚いたのは、単独世帯の高齢女性の貧困率が1985年に70%に達していたことです。2021年には大幅に低下しましたが、それでも44.1%と一番高くなっています。こうした厳しい経済状況でも、高齢女性はしたたかに生きているというデータも紹介されました。政策では若い女性の貧困や仕事と育児の両立支援に焦点が当たり、高齢女性は忘れられている存在だと指摘され、行政の問題が浮き彫りとなりました。Ⅱ部では、「年金引き下げ違憲訴訟」の判決が下されたばかりで、担当の今野久子弁護士からの、年金生活者の窮状を理解しない司法へ抗議のお言葉が印象に残りました。2018年の「老齢年金」受給権者のデータによると、女性の86.8%の年金額は月10万円未満、月5万円未満となると31.6%にのぼります。これらの低年金者にとって、減額の影響はより深刻であったとみられます。なぜ女性に低年金者が多いのかについて、日本では性別役割分業構造が強固に維持され、女性の多くはライフイベントによる雇用の中断があり、また厚生年金への加入がない非正規での就労に甘んじてきたためという説明がなされ、その通りと思いました。また、働く高齢女性が労災に遭う危険性も高いとの貴重なデータが示され、昨年のセミナーの勉強を深めることができました。続いて、1人目のパネリストである中川滋子さんからは、年金生活者「175人の声」の抜粋紹介がありました。どの事例からも少ない年金での生活に不安を抱えていることがうかがわれます。ご自分の人生を振り返っての言葉には、生い立ちや結婚、離婚、配偶者との死別といったライフイベントと、これまでの職業人生が映し出されていました。中川さんは女性の実態から見えてきたことの一つにジェンダー差別を挙げられ、そこは譲れない要であると思いました。2人目の細谷紫朗さんからは、高齢者は契約の際に、賃借人死亡後の残置物の処理や賃借権の相続問題を理由に、入居拒否の問題が生じやすいと解説されました。今後も高齢単身世帯の増加が見込まれるとのことで、高齢者が地域社会で安心して暮らすためのセーフティネット法の改正が喫緊の課題であることがわかりました。3人目の大矢さよ子さんからは、2022年に実施の中高年シングル女性に関する調査データをもとに、65歳以上の高齢女性の8割が年金だけでは生活が苦しく、55.6%が住居費を払った後の家計に余裕がないと回答しているとの説明がありました。回答者のコメントを受けて、大矢さんが、高齢期の単身女性の貧困解決に向けて今後必要とされることとして、最低賃金の底上げや低所得者への家賃補助、安心できる介護保険制度などの施策を挙げるだけでなく、貧困の連鎖を止めるために、中年層の就労支援の強化など下の世代への支援が必要なことを提言されていたのは、正論と思いました。今回のセミナーを通して、高齢期には女性の長い人生の総決算がなされることに思いを巡らせました。貧困に苦しむ高齢女性をなくするために、私たちは未来に向かって社会を設計しなければならないと感じました。

・住居の権利について（状況に驚きました）知らないことが多かったです。

・「パラサイトシングル」という言葉が20年くらい前だったか流行語になった世代が、今どうなのかということも読み取れた。やはり、非正規が結局一人で生活できる環境の壁になっていると思った。

4　第39回女性労働セミナーはハイブリット形式（会場＆オンライン）で行いましたが、運営等についてお気づきのことがありましたらお書きください。24 件の回答

・オンラインでの開催はとても助かります。対面で参加できるのが一番ですが、一方的に聞くことが出来るだけでもオンラインでの開催は有難いものです。ハイブリッド形式は、運営側にはとてもお手数だと思いますが、今回の形式を続けていただけると助かります。方法はこれで十分です。

・地方の会員のためにもオンラインは残していただけるとありがたいです。

・やや音声が聞き取りづらいときがあったが、資料など見やすく、全体的にとても良かった。若い男性がいなかったので、このテーマに無関心なのかも知れないと感じた。

・オンラインでしたため、スライドの不具合など多少のトラブルは感じましたが、概ねスムーズな進行で全く問題参加ありませんでした。事前の配布資料も非常に助かりました。

・報告資料のポイント等を統一して欲しい。（資料2特別報告）

・Q&Aをもっと増やしてほしい。一方的にならないよう。

・時間がなくて、せっかくの講演や報告を生かすために、午前中から行うことなど検討してほしい。

・冷房がきつかったです。

5　年代について　53件の回答

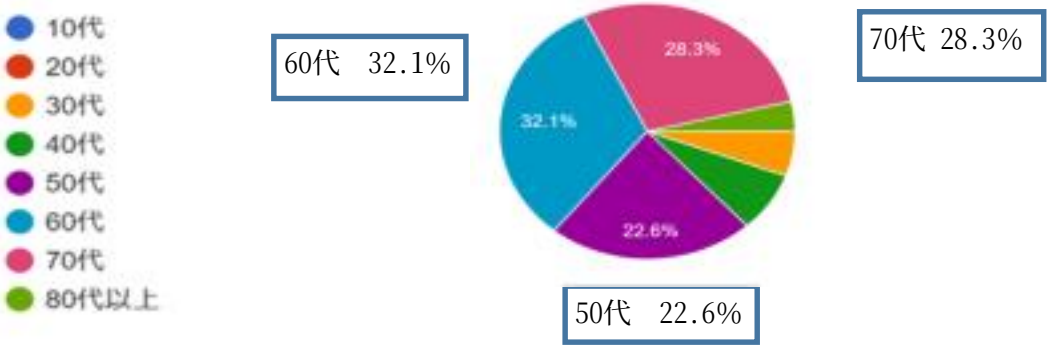

6　職業等　53件の回答

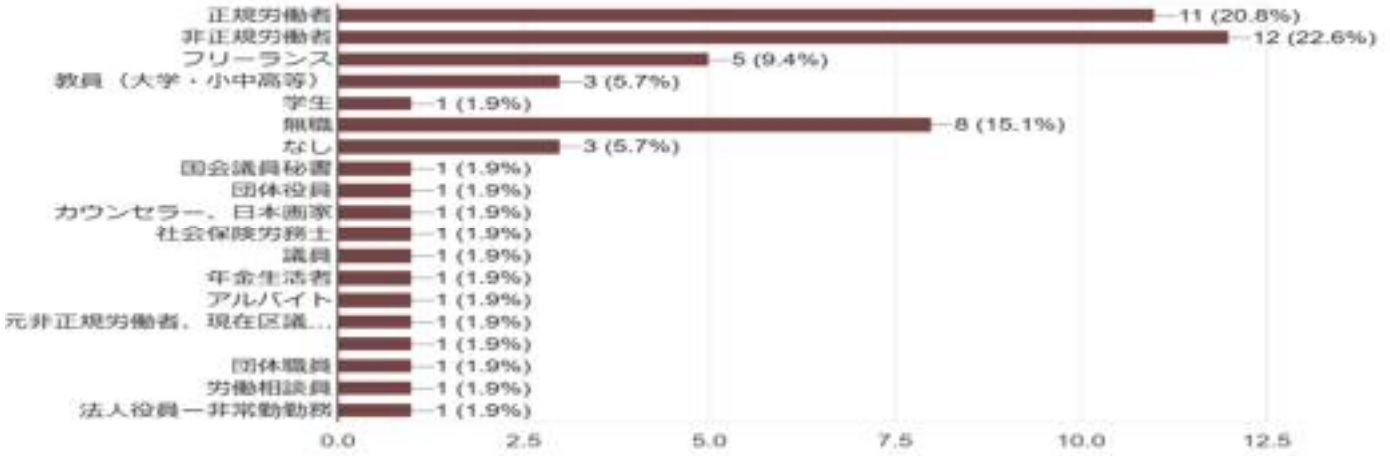

7　今回女性労働セミナーを知ったきっかけ　53件回答

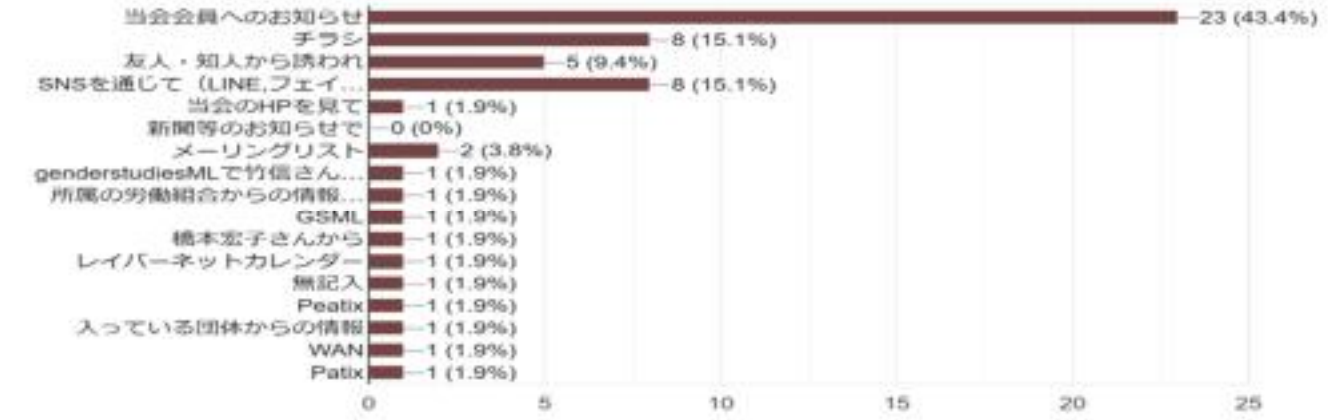

8　その他、ご自由にお書きください（27件）。

・女性労働セミナー、初めて参加させていただきましたが非常に内容の濃い、時宜にかなったトピックで学びが多いセミナーでした。沖縄からの参加のため、これからもオンラインで開催される場合には参加させていただけたらと思います。主催者、スタッフの皆さん本当にお疲れ様でした。ありがとうございました。

・年金だけでなく住宅の問題にも触れられたことはよかったと思います。私自身、年金は月5万円しかなく賃貸住宅に住んでいるので、切実な問題です。

・7月に所属する労働NPOに対して、NHKから「65歳以上の単身女性の働き方や生活実態」についての取材申し入れがありましたが、適当な相談事例がなく、応じることができませんでした。今回のセミナーを受講して、高齢単身女性の問題が現在でなく、将来にも続く問題であることがわかりました。

・低年金の高齢単身女性の問題は、現役世代のワーキングプアと比較すれば、深刻な問題には思えない。キツイ重労働でも働かないと生きていられない彼らと比較すれば、節約だけで暮らすに過ぎない。ワーキング・プアは、劣悪な労働と劣悪な暮らしのダブルパンチと認識してもらいたい。現在自分は公務

員となり結婚もできているが、ワーキングプアを経験した氷河期世代としては、正直、175人の高齢者の声の大半は、そんな節約生活なんてとっくにしてるし、何を生温いことを、と感じた。
・膨大な資料の印刷がたいへんです。多少お金がかかっても負担が少ない方法を検討して下さい。
・大学院を卒業して以来、ずっと非正規で働いているので、将来が心配になります(夫も非正規です)。正規と非正規の格差が大きいことを度々感じているので、せめて社会保障ぐらい格差をなくしてほしいです。最低年金保障あるいはベーシックサービス拡充に向けた気運が高まることを期待します。有意義なセミナーの開催どうもありがとうございました。
・今後は、どうすれば女性労働の問題が解消されるのが議論できる場あれば幸いです。
・自分の活動が忙しく、なかなか貴会に関われず申し訳なくおもっています。竹信さんのまとめが秀逸でした。

第39回女性労働セミナー★オンライン

15,000円のカンパが寄せられました。

お礼申し上げます。　千葉悦子様、
鈴木敏子様、清山玲様、加藤喜久子様

CEDAW総括所見を受けて、日本は変われるか！

柚木康子（会員）

2024年10月に6回目となる女性差別撤廃委員会日本報告審議にJNNC（日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク）の共同代表として参加した。JNNCからの傍聴団は84名で、14日と16日のヒアリングで委員に声を届け、個別のロビーイングに励んだ。以下労働関係を紹介する。

事前質問に対するJNNC報告には、①女性活躍推進法に基づく男女間格差の割合、②大企業ほど格差が大きく、③コース別雇用では女性は一般職で昇進の外、④全非正規雇用者の68.2%を女性が占め、⑤2024年4月盛岡地裁は契約社員が正社員との差別是正を求めた裁判で、同一労働同一賃金を認めない労契法20条裁判の最高裁判決を踏襲し請求棄却、⑥同年5月には東京地裁がAGC裁判でコース別で一般職とされた女性への住宅関連手当で間接差別を初めて認めたが、男女間賃金格差は棄却、⑦地方自治体で働く非正規公務員112万人のうち76.6%が女性であり正規の女性比率40%弱に比べ非常に高く、かつ仕事は継続的なのに単年度任用、低賃金・低待遇、ハラスメントが多く雇用不安から声を出せない実態、⑧年収は生計維持者でも7割が250万円以下、⑨育休明けに保育園が見つからず正社員復帰が前提で契約社員となった女性が会社から訴えられ最高裁で敗訴した育児休業取得への不利益取扱い、⑩保育士の配置基準の改正後も待遇の低さから保育施設の3割が保育士を確保できない実態、等を記載した。あわせて2016年総括所見評価表の最新版も提供した。（丸数字、編集者記載）

10月17日審議当日、条約11条(雇用)に関し質問した委員はデシルバ委員（スリランカ）であった。5分の質問時間で彼女はNGOからの情報提供を活用し、矢継ぎ早に質問を行った。賃金ギャップは24.3%も残っている、非正規雇用が特に女性に多く、日本はポテンシャルを完全に発揮できていない、女活法による賃金ギャップの公表を300名より低くする考えはあるのか、ジェンダー差別、AGC、東和工業、大阪医科薬科大などのケースで裁判所は差別がなかったという決定を下したが締約国として経済的インセンティブを与える考えはあるか等々を質した。会社名がイヤホンから流れた時は驚いた。会場にいた2人の当事者も吃驚したことだろう。

追加質問でも、間接差別の対象が世界中で妊娠や子育て、都市と地方、年齢などに広がっているが、日本も法整備の見直しを考えているかと迫った。

厚労省他による回答は大半が予定原稿の読み上げだったが、女活法の対象を101人以上の企業に拡大することは検討中、間接差別のさらなる対象拡大は今後必要に応じて検討していきたいと答えた。

これらを受けて10月30日に出た総括所見では、雇用関連で39項で7項目の懸念をあげ、40項で11項目の勧告が出された。いくつか紹介する。(b)管理職の女性比率をパリティにし、上級の地位に女性を雇用するためのインセンティブ方式の導入、(c)ジェンダー賃金格差の縮小にむけて具体的施策を示し、(e)正規雇用に女性を増やすこと、(g)職場における差別、ジェンダーバイアスやハラスメントにつながる有害なジェンダー規範や社会規範への対処、特筆すべきは(h)裁判官に雇用差別と雇用におけるジェンダーバイアスに立ち向かうために本条約と条約の活用について研修を行うことが入ったことだ。

他分野では女性問題とジェンダー平等に関する専任の省の設置(20項)や暫定的措置として女性が国会議員に立候補するための300万円の供託金の減額(24項)、別姓の実現(12項)、選択議定書の批准(10項)など総数60項目であった。

12月26日の労働政策審議会雇用環境・均等分科会は、女活法を101人以上企業に「男女間賃金差異」の公表義務を拡大、「女性管理職比率」を新たに公表義務とし、カスタマー・ハラスメント対策を雇用管理上の措置義務とする報告をだした。来年の通常国会には法案が出されるだろうが、委員会から求められているのはもっと多く本質的な問題だ。

（ゆのき　やすこ）

憲法カフェ9 報告

林美枝子（北海道ジェンダー研究会）

11月8日、「女性プラザ祭2024」（於：かでる27）にて、憲法カフェ9「同性婚問題のゆくえ～新しい家族の絆を求めて」を開催しました。同性婚裁判は、全国5か所でほぼ同時に起こされています。今回は、札幌裁判の原告の一人、中谷衣里氏とその弁護団の一員である高橋友佑弁護士に登壇を依頼しました。大学生を含む幅広い年齢の参加者が集まり、新聞3紙から取材が入るなど、活況を呈しました。

訴訟では、LGBTQ＋の人々に同性婚を民法や戸籍法が認めていないことが、憲法24条と14条に違反しているかどうかが争点でした。また基本的人権の保障が棄損されていることへの慰謝料を国に求めました。憲法24条に関してはその1項にある「両性」あるいは「夫婦」の文言は、異性間の婚姻の自由を定めたものであり、同性間の婚姻の自由は保障されていないと被告である国は主張しています。一方、たとえ「両性」「夫婦」という文言が使用されていても、条文の趣旨に沿うなら同性婚の自由を保障していない理由にはならないと原告らは主張しました。憲法14条に関しては同性婚を認めないことの合理的理由の有無が争点となり、婚姻制度の目的は、子を産み育てる関係を保護することであるとし、子を産まない同性婚を法的に保護することに合理性はないとした国に対して、原告側は、婚姻制度の目的は両者の人格的結びつきの安定であり、同性婚だからといってこれを保障しない合理的理由はないと主張してきたのです。2021年の札幌地方裁判所の判決は24条合憲、14条違憲というものでしたが、これを不服として上告した2024年3月の札幌高等裁判所では、ともに違憲の画期的な判決がでました。勝訴の瞬間について中谷氏は「壁がやっと破られた」、「婚姻の保障がないことは個人の尊厳を著しく害し、同性婚が認められたとしても誰の不利益にもならないと裁判長が判決理由の中で明言したことに感動した」と述べていました。

お二人はこの日のために掛け合い形式の講演を準備してくれました。弁護の論理構成や勝訴判決にいたる経緯を時系列で理解できただけではなく、その時々の原告の不安や憤り、そして歓喜といったリアルな感情のあり様が当事者の語りとして逐次的に差しはさまれ、裁判に伴走してきたような臨場感をすら覚えました。会場からの質問に答える際の互いの阿吽の呼吸や間合いの取り方も絶妙で、原告とその弁護士との信頼関係と絆の硬さを窺い知ることができました。学生から弁護士費用についての質問が出ました。「もちろん無料です、他で儲けていますから」という回答には、笑いとともに、皆思わず頭が下がったのではないかと感じました。社会課題に挑む場では、矢面に立つ勇気を持ち、手弁当でそれを支える誰かがいることを、私たちが共に自覚させられた瞬間でした。

（はやしみえこ
日本医療大学
教授）

新入会員紹介　宮本悟さん

鷲谷徹先生からのご紹介で入会をお認め頂きました、中央大学経済学部の宮本悟と申します。

専門分野は社会政策･社会保障論でして、これまでは主に、労資の社会的対抗関係を意識しながらフランス家族手当の歴史を辿る仕事を続けてまいりました。目下のところ、得られた知見を踏まえて、社会保障理論から逸脱した「異次元の少子化対策」を批判する執筆活動を進めているところです（『女性労働研究』第68号をご参照ください）。また近年は、同じ家族給付部門に含まれるフランス住宅手当の歴史･現状についても、細々と考えを取りまとめております。

女性労働問題に関しては、大学院生時代の授業で高島道枝先生から厳しいながらも親身なご指導を受けた程度でして、学術研究と呼べるような経験はございません。もっぱら勉強させて頂くばかりになりそうではありますが、どうぞよろしくお願い致します。

（みやもと　さとる）

スタッフ紹介　富田恵子さん

新任企画編集スタッフの富田恵子です。

職歴は、民間企業社員、専門学校･大学の非常勤講師等です。民間企業勤務期間には組合活動や労使関係について学ぶ機会を得、大学院修士課程と研究生の期間には経済政策（主に雇用政策）を専攻しました。研究や論文は僅かですが、今般は、転居先が事務局に交通至便なことなどから、微力でもお伝いをと思い立った次第です。

現在の日本の労働環境は、「非正規雇用増加、AI導入、外国人労働力依存」に加え、「被扶養者年収制限、退職金増税、三号保険者問題」の大きな変化に直面しており、女性労働や生活設計への波及は必至と思われます。

こういった状況下、今後は本研究会活動に求められるものが一層大きくなると考えます。スタッフの重責を感じておりますが、ご指導とご助力を頂きますようお願い申し上げます。

（とみた　けいこ）

2024年度 第2回常任委員会

2024年12月4日（水）19時～20時4分 Zoom
（出席）竹信・加藤・小島・鷲谷・池田
（欠席）中野・北口

＜報告＞
1）総務財政
・10月25日「女性労働通信」No.77発行
・新会員　宮本悟さん（中央大学）
2）企画編集
・『女性労働研究』第69号の進捗状況について

＜議題＞
1．2024年度方針について；具体化するにあたり、意見交換を行った。研究例会１については「CEDAW対日勧告と女性労働」、研究例会２については会誌のトピックスの「共同親権とは」が候補に挙がり、報告者候補に打診することになった。労働セミナーの内容については、会の存続を検討中であるが、どちらにしても「女性労働問題のこれまでとこれから」をテーマにしてはどうかという提案が代表よりなされ、大筋で了承された。
2．総務財政から
①「女性労働通信」年４回発行、②全労連での会誌販売の提案、③会員名簿の整備について
④第39回女性労働セミナーの収支報告
3．企画編集から
・『女性労働研究』第69号のページ数と価格の変更について（確認後、購読者へ連絡する）
・『女性労働研究』の販売促進について（全労連での販売、価格リスト作成）
4．企画編集委員長代行の設置について
・企画編集副代表・副代表補佐が不在のため、企画編集委員長代行を置くことになった。現在常任委員会に出席し、編集作業の中心の任を担っている池田さんが就任した。
5．存続検討委員会に委員長職を置く件
・委員長を置く場合を考え、数名の候補者に打診することになった。

（総務財政　加藤喜久子）

2024年度 第1回存続検討委員会

2024年10月31日（木）19時～20時32分
Zoom
（出席）竹信・加藤・小島・鷲谷・池田・小林・堀川・廣森・橋本・杉橋・佐伯・北
（欠席）北口・中野・本山・鈴木・首藤・石田・山下・石井・富田・前田・川東・髙橋・矢野

＜議題＞
1．存続検討委員会の運営方法について
①メンバー、②活動期間は来年3月か4月の臨時総会での報告を目指し、3～４回開催する。③委員長を置くかどうかは次回までに決める。
２．今後の方向性の検討
1）会の意義・目的の再確認　2) そのための活動の見直し（活動の在り方、活動内容 ①機関誌の発行②「女性労働通信」③役員について）
参加者が自由に意見を述べる形式で進められた。

（総務財政　加藤喜久子）

2024年度 第2回存続検討委員会

2024年12月19日（木）19時～20時50分
Zoom
（出席）竹信・加藤・鷲谷・中野・北口・池田・小林・富田・堀川・橋本・髙橋・伊藤・北
（欠席）小島・本山・鈴木・首藤・石田・山下・石井・前田・廣森・杉橋・川東・佐伯・矢野

＜議題＞
1．存続検討委員会の委員長職設置について
・竹信代表より、委員長打診の過程で、なぜ存続が問題となっているのかの認識が共有されていないのではないかと感じたとの問題提起とともに、さしあたっては委員長を決めずに問題の共有を先行してブレーンストーミング形式で進めることにしてはどうかとの提案に同意したいとの発言があり、了承された。
・後半、総会での報告にあたり、起草委員を2，3名選び新たな提案を総会にかけてはどうかとの補足意見がだされ、これへの反対意見はなかった。
２．存続をみたす条件について
・何が一番の問題なのかについて、改めて質問があり、現役員から、会の存続意義は大きいが、会活動を維持する上では、財政よりも人事の問題、具体的には次期役員のなり手がないという問題が立ち現れてきたとの説明がなされた。
・議論の結果、業務の内容を示して人を集めるべきという意見が出され、会での仕事を次の三つの領域（①セミナー等企画編集　②ウェブ化　③総務財政）に分けて、それぞれ担当者を決め、次回の委員会までに「担い手募集の呼びかけ文」を作成してもらうことになった。
（会が抱える問題と議論のプロセスについては、１ページ目の竹信代表「巻頭言」を参照のこと）

（総務財政　加藤喜久子）